

へいせい ねんどだい かい
平成23年度第1回

さっぽろし しょう ふくししさく かが けいかくさくていかいぎ
札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議

かい ぎ ろく
会 議 録

にち じ : へいせい ねん がつ にち もく ごと じ ぶんかいかい
日時 : 平成23年5月26日(木)午後6時30分開会

ば しょ : さっぽろししちょうかくしょう じょうほう かい けんしゅうしつ
場所 : 札幌市視聴覚障がい情報センター 1階 研修室

1. 開 会

事務局（嶋内障がい福祉課長） 皆さん、おばんでございます。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻より若干早いですが、皆さんおそろいですので、障がい福祉施策に係る計画策定会議を開催いたします。

私は、障がい福祉課長の嶋内でございます。よろしくお願いいたしたいと思っております。

会議に入ります前に、お願いになります。

皆様ご承知のとおり、去る3月11日に東日本大震災が発生いたしました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げる次第です。一日も早い復興を願ひまして、皆様に黙禱を捧げたいと思ひます。

大変恐縮でございますけれども、着席のまま結構ですのでお願いいたします。

黙禱。

[黙 禱]

事務局（嶋内障がい福祉課長） ありがとうございます。

本日、一般の傍聴者につきましては、希望者はおりませんでしたので、ご報告させていただきます。

まず初めに、お配りしております資料の確認をお願いいたしたいと思ひます。

お手元の次第の下に、配付資料一覧として記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思ひます。

資料1としまして、計画体系図(計画骨子案)がございまして、よろしいでしょうか。資料2の分野ごとの重点取組・重点事業(イメージ)というものがございまして、これは、A4判縦の両面18ページまでの記載で、ちょっと厚目のものでございまして、資料3としまして、今後の主なスケジュールについてということで、A4判横の1枚物がございまして、最後に、参考資料としまして、障害者基本法の一部を改正する法律案(概要)、これはA4判横のものでございまして、両面印刷の5ページ物の資料になります。

よろしいでしょうか。

2. 札幌市障がい福祉担当部長あいさつ

事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、開会に当たりまして、障がい福祉担当部長の天田からごあいさつを申し上げます。

天田障がい福祉担当部長 皆様、こんばんは。

障がい福祉担当部長の天田でございます。

本日は、ご多忙のところ、また、夜分にもかかわらず、計画策定会議にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、皆様には、日ごろから本市の障がい福祉施策の推進に多大なるご支援、ご協力をいただいております。心からお礼を申し上げたいと思います。

私は、この3月まで、障がい福祉課長としてこの会議の事務局を務めさせていただいておりましたが、本年4月の人事異動に伴いまして、村木前部長の後任を仰せつかりました。引き続き、どうぞよろしく願います。

会議に先立ちまして、東日本大震災におきまして犠牲となられました方々のご冥福を、皆様とお祈りをさせていただきました。

このたびの震災は、まさに私たちの想像をはるかに超える本当に痛ましい大災害となつてしまいました。被災された多くの皆様に対しまして、改めてお見舞いを申し上げます。

札幌市としましても、この被災地の支援につきましては、いち早く消防局、水道局のレスキュー隊等が現地入りいたしました。また、保健福祉局としましても、医師職、それから保健師職を中心とした医療専門職を継続して派遣しております。

当初は、指定都市の連携ということで、まず、仙台市に重点的に支援を開始しましたが、その後、福島県、それから、宮城県内でも支援を継続しております。

また、障がい者団体、それから施設関係者も多くの方が被災地に入られまして、本当に献身的な支援を継続していただいていると伺っております。そういった面でも、非常に心強く思っております。

札幌市といたしましても、被災地の一日も早い復旧、復興に向けまして、今後とも、関係者の皆様とともに、可能な限りの支援を継続してまいりたいと考えております。

さて、前回の策定会議は3月4日に開催いたしました。その会議では、計画の骨子の作成に向けました課題整理、市民意見の聴取方法などにつきましてご議論いただきました。

この間、4月22日には、障害者基本法の改正法案が国会に提出をされるなど、障がい者制度改革の動きがいよいよ具体化してきております。その一つに総合福祉法があるわけですが、この総合福祉法につきましては、新しい法律の制定に向けた国レベルでの動きがあるわけですが、地方自治体の側からはなかなか見えてこないというのも実態でございます。しかしながら、今後、議論が詰められ、新しい制度としての枠組みが示されるものと考えております。

加えまして、今月17日には、政策提言サポーターの皆様、メンバーの中には本日ご参加の松田靖子委員にも加わっていただいておりますが、平成22年度の活動報告を上田市長に直接提出していただいたところでございます。

この中でも、参加されたサポーターの方からは、災害対応について札幌市としてどういうふうに進めていくのかということについてご質問、ご意見等をいただいております。札幌市の施策の中でも、これまでも防災についてはいろいろなガイドライン等を定め、もしも災害が起きたときの避難場所についての対応を考えてまいりましたが、その災害を想定している内容を、このような大震災を想定したものに変わっていく必要があるのではないかとという庁内議論もございます。そういった面からも、今後、やはり障がいのある方々の防災対策については一つの大きな課題であると認識しております。

話が長くなってしまいましたが、本日は、通算第3回目の会議となります。これまでの会議におけるご議論や市役所内での検討作業等を踏まえまして、これまで取りまとめた計画骨子案の確認、そして、計画に関する重点取組などにつきまして、ご意見をちょうだいしたいと考えております。

長時間の会議となろうかと思いますが、どうかご審議のほどをよろしく願います。

委員紹介

事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、本日ご出席いただきました委員の皆様を、座席の順にご紹介をさせていただきます。

松川敏道議長。

上田マリ子委員。

佐藤義夫委員。

芝木厚子委員。

廣岡博委員。

宮内博子委員。

松田靖子委員。

森一也委員。

以上8名の委員にご出席をいただいております。

なお、浅香博文委員、佐川俊樹委員、細川潮委員、水谷周委員、山内まゆみ委員におかれましては、欠席する旨のご連絡を受けております。

続きまして、事務局のご紹介をしたいと思います。

改めまして、障がい福祉担当部長の天田でございます。

自立支援担当課長の高橋でございます。

以下、関係係長から、順次、自己紹介いたします。

事務局（西田事業計画担当係長） 西田と申します。よろしく願います。

事務局（木下給付管理係長） 給付管理係長をしております木下と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局（谷坂精神保健医療福祉係長） 精神保健医療福祉系の谷坂でございます。よろしくお願いいいたします。

事務局（長船運営指導係長） 運営指導係長の長船です。よろしくお願いいいたします。

事務局（藤崎） 就労・相談支援担当係長木村の代理で参りました藤崎と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局（武井事業管理係長） 事業管理係長の武井と申します。よろしくお願いいいたします。

事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、今後の進行につきましては、松川議長にお願いいしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

3. 議 事

松川議長 それでは、お忙しい中、また、遅い時間にもかかわらずご参集いただきまして、ありがとうございます。

前回は、先ほど部長からも話がありましたが、計画骨子の検討、課題整理ということで、皆さん方からご意見をいただきまして、また、関係するところで議論をしました。きょうは、計画骨子案の確認と、計画に関連する重点取組、重点事業の取りまとめが大きな議題となっております。

前回同様、怠慢のないご意見をいただければと思います。

それでは、議題に沿って進めていきたいと思っております。

まず、第1点目の計画骨子案の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） 事業計画担当係長をしております西田と申します。

この件につきまして、私からご説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。

まず、資料の方ですが、資料1をごらんいただきたいと思っております。

これまでの会議の議論等を踏まえまして、4月下旬に取りまとめた骨子案でございます。

今後におきましては、これをベースとしまして計画の肉づけ作業を行っていくこととなりますけれども、その過程の中で、今回お示しした骨子案を微調整していくことも想定しております。

それでは、資料の上の方に基本理念とございます。これは、障がいのある人もない人も市民だれもが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現ということで、これは前回提示したものと変更はございません。

その下に行きまして、計画目標でございます。四つ立てております。

そのうちのひとつ目の地域社会の障がいに関する理解の促進につきましては、前回から

微調整したものを、今回、提示させていただいております。前回の資料では、すべての市民が地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進としておりましたけれども、前回の会議で、理解促進の対象をもう少しわかりやすく表現すべきだというご指摘等もございました。今回、わかりやすくシンプルに設定したところでございます。

二つ目の施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援ですが、これも前回と変更ございません。

三つ目の地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実ですが、これも前回と変更しておりません。

最後の四つ目ですが、市民、地域、事業者と連携強化による地域の福祉力の向上につきましても、前回と変更はしてございません。

続きまして、この四つの計画目標を、次にご説明する八つの分野に分けて施策を展開してまいります。

分野につきましては、1番目の理解促進から始まりまして、8番目のスポーツ・文化、この分野につきましても前回提示のものと変更しておりません。

それぞれの各分野にぶら下がります基本施策につきまして、資料のとおり、三つから四つ程度ずつ設定しております。この基本施策以下につきましては、次の議題でご説明をさせていただきたいと思っております。

最後に、障がい福祉計画の関係で、障がい福祉サービスに関する数値目標、サービス見込み量につきましては、別途、分けて設定し、記載をすることを想定してございます。

以上です。

松川議長 最初に述べるべきだったのですが、皆様方にお願いです。

情報保障の点から、発言の際には、なるべくゆっくりお話しただくようお願いいたします。また、発言の内容にわかりにくさや、わからない言葉がある場合は、遠慮なくお知らせいただければと思います。

それでは、ただいまの事務局からの説明について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

計画目標のところ、前回、表現のわかりにくさが出ていました。1番目のところで、地域社会の障がいに関する理解の促進というふうに簡潔に書きかえたということですね。どうでしょうか。

では、私から2点ほど申し上げます。

地域社会の障がいに関する理解の促進というところですが、前回よりは非常にわかりやすくなったと思います。ただ、障がいに関するところが、障がいは何を指しているのかというところが依然としてわかりにくいと思います。人を指しているのか、それとも、それ以外の生活のしづらさを生じさせるようなことを言っているのかというところがあいまいな感じがしますが、個人的には、地域社会の障がいのある人に関する理解の促進という方がわかりやすいのではないかと思います。この辺はいかがでしょうか。

上田委員 いいと思います。

松川議長 人を入れてよろしいでしょうか。

上田委員 おっしゃるとおり、ただ障がいと言うだけでは、どこら辺までを言うのかわかりません。私たちは、こういうふうに出ていますし、自分の子どもが自閉症だったり、発達障がい関連の人を何年も見ているからすぐわかりますが、一般の方は、どこをどう指して言うのかというところは簡潔過ぎると思いました。

松川議長 ほかにございますでしょうか。

事務局の方から、今の点に関して何かありますか。

事務局（西田事業計画担当係長） おっしゃるとおり、障がいとは何かということにつきまして、障がいのある人に関するということの方がわかりやすいと思います。

一度、庁内に持ち帰りまして、整理させていただきまして、次回の会議にご提示させていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

松川議長 よろしくお願ひします。

もう一点ですけれども、3の保健・医療（1）に障がいの予防対策という文言が入っています。ここは、非常に難しいところがあって、障がい者制度改革推進会議の中でも議論があったところです。障がいの予防対策ということになると、障がいのある人たちを否定するようなニュアンスが非常に強いということで、障がい当事者の方たちからも、こういった言い方についてはこれまでもいろいろな意見があったところだと思えます。障害者基本法の中でもそういう項目が設けられてはいるのですが、障がいの予防という直接的な言い方ではなくて、障がいの原因となる疾病及びその予防という言い方がされています。

このあたりはいろいろな議論があるところだと思うのですが、障がいの予防という直接的な言い方よりも、障がいが発生する原因となるような疾病などに対する予防なのだという言い方に変えた方がいいのではないかとと思えます。

この辺についてはいかがでしょうか。

上田委員 松川議長がおっしゃるとおり、障がいの先に早期発見、早期療育の充実を頭を持ってきて、その後、今おっしゃったことをつけた方が私たちにはすっきりいくと思えます。どうしても、先天的に、生まれつき障がいを持っていますので、例えば1歳児健診、3歳児健診というところで早期発見をしていただいた方がいいと思えます。私たちは、リスクを大きく背負わないで済む方法として保健所などに行くわけですから、その部分では早期発見を前に持ってきていただいた方が読みやすい感じがいたします。その後、議長がおっしゃったように、附帯事項をつけていくといいと思えます。

松川議長 早期発見、早期療育を先に持つてくるかどうかということもあると思えます。非常に細かい議論のように思うかもしれませんが、ここは結構重要なところで、当事者の方たちからすると、障がいを予防するというのが、自分たちの存在を否定するのかがということがこれまであったわけです。ですから、この表記については、私としては書き

かえていただきたいと考えているところです。

事務局の方は、どういうふうに考えますか。

事務局（西田事業計画担当係長） いただいたご意見は、十分よくわかりました。そのとおりだと思えます。持ち帰りまして、庁内で議論をした上で、次回の会議で提示をさせていただきます。どうもありがとうございます。

事務局（天田障がい福祉担当部長） 障がい福祉担当部長の天田でございます。

今、松川議長からご指摘いただきました点は、私たちもできるだけ用語を慎重に選ぶつもりでございます。また、できるだけ簡単な表現でということも考えてみました。その結果、ここであらわすものは何なのかということを考えていきますと、ご指摘いただきましたように、障がいの予防ということについて、私たちの意図ではございませんが、かつての優生保護という観点をどうしても思い出させてしまうということも、当事者団体の方々のご意見の背景にあるのだろうと思えます。

そういう面では、ここで表現したいのは、まさに議長からご指摘いただきましたように、障がい発生の原因となる疾病などの予防について考えていきたいということで、同意見でございますので、これにつきましても、庁内会議の中で調整をさせていただきますと思えます。

松川議長 ありがとうございます。

今のことに關しては、この後の重点取組、重点事業の中にも含まれてきますので、そこもあわせて検討していただければと思えます。

それでは、骨子案について、ほかに何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

松川議長 もし、何かあれば、また後からでも随時ご発言いただければと思えます。

では、この件に關しては一たん終了いたします。

続きまして、2番目計画に關連する重点取組、重点事業の取りまとめについて、事務局から説明お願いいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） 私からご説明をさせていただきます。

資料2をごらんいただきたいと思えます。

先ほど、資料1でご説明いたしました八つの分野につきまして、分野ごとの基本方針、基本施策を設定しまして、關連する重点取組、重点事業のイメージを記載した資料でございます。

現在、市役所關係課で、重点取組などにつきまして頭出しの作業をしているところでございます。6月中をめどに、一たんの取りまとめをしたいと考えているところでございます。次回の会議までには、この資料に記載しております重点取組のイメージを皆様にご提示できるものと考えております。

今回の会議におきましては、この資料に記載しております重点取組のイメージをたたき台にさせていただきます。どのような取組が必要なのかなどにつきましてご意見をちょう

だいできればと考^{かんが}えているところ^{ところ}でございます。

早速、資料^{しりょう}に入^{はい}ってまいりますが、1ページ目^めをごらんください。

分野^{ぶんや}1、理解促進^{りかいそくしん}についてでございます。

前段^{ぜんだん}に、昨年度^{さくねんど}に実施^{じっし}しました実態調査^{じつたいちようさ}、アンケート調査^{ちようさ}の結果^{けっか}の主な^{おも}なものも記載^{きざい}させて^さいて^いた^たいで^いて^おり^ます。

例^{たと}え^えば、障がい者^{しょうがいしゃ}への理解^{りかい}を深^{ふか}める^める^るた^ために^に必要^{ひつよう}な^なこ^こと^とい^いう^うアンケート調査項目^{ちようさこうもく}に^{たい}し^まし^て、福祉教育^{ふくしきょういく}の充^{じゆうじつ}実^{じつ}と^とい^いた^た答^{こた}え^えが^が多^{おほ}く^くご^ござ^ざい^いま^まし^た。市民^{しみん}に^{たい}する^る意識調査^{いしきちようさ}にお^おき^まし^て、い^いわ^わゆる^る障がい福祉^{しょうがいふくし}に^{かん}連^{れん}する^る計^{けい}画^{かく}の^の認^{にん}知^ち度^どの^の問^とい^いに^{たい}し^まし^て、知^ちら^らな^なか^かつ^つた^たと^とい^いう^う答^{こた}え^えが^が約^{やく}7割^{わり}近^{ちか}く^くご^ござ^ざい^いま^まし^た。

これ^これ^れら^らの^の結^{けつ}果^{くわ}等^{とう}々^{とう}も踏^ふま^まえ^えま^まし^て、2ページ目^めに参^まり^りま^まし^て、理解促進^{りかいそくしん}の^の分^{ぶん}野^やにお^おける^る基^き本^{ほん}方^{ほう}針^{しん}で^でご^ござ^ざい^いま^ます。

ま^まず^ず一^{ひと}つ^つ目^めと^とし^しま^まし^ては、骨^{こつ}子^し案^{あん}の^のご^ご説^{せつ}明^{めい}も^もさ^させ^せて^てい^いた^たき^きま^まし^たが、共^き生^{せい}社^{しゃ}会^{かい}の^の理^り念^{ねん}の^の普^ふ及^{きやく}を^を図^ずり^りま^ます^すと^とい^いう^うもの^のが^が一^{ひと}つ^つ目^めで^です。

二^{ふた}つ^つ目^めと^とし^しま^まし^て、これ^これ^れも^も先^まほ^ほど^ど意^い見^{けん}が^があ^あり^りま^まし^たが、障がい^{しょうがい}に^{かん}する^る市^し民^{みん}理^り解^{かい}を^を促^{そく}進^{しん}し^ます^すと^とい^いう^うふう^{ふう}に^に設^{せつ}定^{てい}し^てい^いま^ます^すけ^けれ^れど^ども、障がい^{しょうがい}の^のあ^ある^る人^{ひと}に^{かん}する^ると^とい^いう^うこ^こと^とで^で検^{けん}討^{とう}し^たい^いと^と思^{おも}っ^つて^てお^おり^りま^ます。

三^{みつ}つ^つ目^めと^とし^しま^まし^て、市^し民^{みん}や^や企^き業^{ぎやう}の^の自^じ主^{しゆ}的^{てき}な^な福^ふ祉^し活^{かつ}動^{どう}を^を支^し援^{えん}、推^{すい}進^{しん}、そ^それ^れに^によ^よつ^つて^ての^の理^り解^{かい}促^{そく}進^{しん}を^を図^ずり^りま^ます。

以^い上^{じょう}の^の三^{さん}つ^つの^の基^き本^{ほん}方^{ほう}針^{しん}を^を立^たて^てお^おり^りま^ます。

つ^つづ^づき^きま^まし^て、理^り解^{かい}促^{そく}進^{しん}に^に関^{かん}する^る基^き本^{ほん}施^し策^{さく}で^でご^ござ^ざい^いま^ます。

四^{よつ}つ^つ設^{せつ}定^{てい}し^てご^ござ^ざい^いま^ます。

ま^まず^ず一^{ひと}つ^つ目^めは、啓^{けい}発^{はつ}・広^{こう}報^{ほう}活^{かつ}動^{どう}、福^ふ祉^し教^{きょう}育^{いく}な^なの^の推^{すい}進^{しん}と^とい^いう^う施^し策^{さく}を^を立^たて^てま^まし^た。

重^{じゅう}点^{てん}取^と組^{ぐみ}の^のイ^いメ^めー^えジ^じと^とし^しま^まし^ては、心^{こころ}の^のバ^バリ^リア^アフ^フリ^リー^ーに^に関^{かん}する^る取^と組^{ぐみ}、あ^ある^るい^いは、福^ふ祉^し教^{きょう}育^{いく}に^に関^{かん}する^る取^と組^{ぐみ}を^を今^{いま}の^のと^とこ^ころ^ろイ^いメ^めー^えジ^じし^てお^おり^りま^ます。

二^{ふた}つ^つ目^めの^の基^き本^{ほん}施^し策^{さく}は、公^{こう}共^{きょう}サ^サー^ービ^ビス^ス従^{じゅう}事^じ者^{しゃ}な^など^どに^に対^{たい}する^る理^り解^{かい}促^{そく}進^{しん}で^でご^ござ^ざい^いま^ます。

三^{みつ}つ^つ目^めの^の基^き本^{ほん}施^し策^{さく}は、障がい^{しょうがい}の^のあ^ある^る人^{ひと}に^{たい}する^る権^{けん}利^り擁^{よう}護^ご等^{とう}に^に係^かわ^わる^る啓^{けい}発^{はつ}・広^{こう}報^{ほう}と^とい^いう^うこ^こと^とで^で、イ^いメ^めー^えジ^じと^とし^しま^まし^ては、北^{ほっ}海^{かい}道^{どう}障がい者^{しょうがいしゃ}条^{じょう}例^{れい}が^が施^し行^{ぎやう}さ^され^れて^てお^おり^りま^ます^すが、こ^この^の条^{じょう}例^{れい}の^の啓^{けい}発^{はつ}・広^{こう}報^{ほう}に^に関^{かん}する^る取^と組^{ぐみ}を^を今^{いま}の^のと^とこ^ころ^ろイ^いメ^めー^えジ^じし^てお^おり^りま^ます。

最^{さい}後^ごの^の四^しつ^つ目^めは、ボ^ボラ^らン^んチ^ちア^あ活^{かつ}動^{どう}・社^{しゃ}会^{かい}貢^{こう}献^{けん}活^{かつ}動^{どう}の^の理^り解^{かい}促^{そく}進^{しん}と^とい^いう^う施^し策^{さく}を^を立^たて^てお^おり^りま^ます。

以^い上^{じょう}が、理^り解^{かい}促^{そく}進^{しん}に^に関^{かん}する^る分^{ぶん}野^やで^でご^ござ^ざい^いま^ます。

つ^つづ^づき^きま^まし^て、資^し料^{りょう}の^の4ページ目^めを^をご^ごらん^んい^いた^たき^きたい^いと^と思^{おも}い^いま^ます。

生^{せい}活^{かつ}支^し援^{えん}の^の分^{ぶん}野^やで^でご^ござ^ざい^いま^ます。

ま^まず、ア^アン^んケ^けー^ート^ト調^{てう}査^さか^から^ら主^{ちゆう}な^なもの^{もの}を^を申^{もう}上^あげ^げま^ます^すと、例^{たと}え^えば^ば4ページ目^めの中^{ちゆう}段^{だん}よ^より^り下^{した}に、希^き望^{ぼう}する^る生^{せい}活^{かつ}を^をする^るた^ために^にあ^あれ^れば^ばい^いい^いこ^こと^とい^いう^う設^{せつ}問^{もん}に^に対^{たい}し^しま^まし^て、高^{こう}齢^{れい}に^にな^なつ^つて^ても^も安^{あん}心^{しん}し^て生^{せい}活^{かつ}で^でき^きる^るこ^こと^と、あ^ある^るい^いは、困^{こま}つ^つた^たと^とき^きに^に相^{そう}談^{だん}で^でき^きて^てお^おし^しや^やて^てく^くれ^れる^る場^ば所^{しょ}を^を求^{もと}め^める^る声^{こゑ}が^が多^{おほ}く^く

くございました。

また、5ページ目の中段に行きまして、施設入所者に対するアンケート調査におきましては、退所に向けての問題点という設問に対しまして、夜間や緊急時の支援に不安がある、あるいは、住まいの確保が困難というお答えが多くございました。

資料の7ページ目に参りまして、この生活支援に関する基本方針でございます。

まず一つ目は、障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに対応した支援体制の整備、サービス提供基盤の一層の充実を図るということでございます。

二つ目は、地域の福祉力との連携によりましてライフステージに応じた切れ目のない相談支援、サービス提供の充実を図るということを設定しております。

この生活支援の基本施策につきましては、四つ設定しております。

まず一つ目は、個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備ということで、重点取組のイメージとしましては、障がい福祉サービス全般、あるいは、移動支援事業でございます。この移動支援事業につきましては、前回の会議におきまして、いわゆる移動支援事業の適用拡大につきましてご意見をちょうだいしております、今後、検討していくうえでは、そのあり方なども含めましてどのような取組が可能かということも検討してまいりたいと思っております。

また、取組のイメージとしまして、住まいの場ということも考えております。これも、前回の会議におきまして、ひとり暮らしの方に対する家賃補助のようなものがあればいいというご意見がございました。このことにつきましても、いわゆる住まいの場の充実といった観点から、どのような取組が可能なのかということも含めて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、8ページ目に移ります。

二つ目の基本施策としまして、地域生活への移行推進ということで、イメージとしましては、施設入所者あるいは精神科病院入院患者に対する地域移行支援ということをイメージしております。

三つ目の基本施策としまして、福祉用具などの普及促進・利用支援でございます。

最後の四つ目は、地域福祉を担う人材育成・確保です。

以上の四つの基本施策を考えているところでございます。

資料の9ページ目に参ります。

保健・医療の分野でございます。

アンケート調査におきましては、施設に入所されている方に対する調査につきまして、服薬管理などを含めた医療的ケアを受けられるかどうか不安があるという声が多くあったところでございます。

保健・医療に関します基本方針については、先ほどもご意見がございまして、いわゆる障がいの予防と書いておりますが、これも文言整理をしたいと考えております。また、早期

発見・早期療育を図るとというのが一つ目でございます。

二つ目としまして、保健・医療サービスの充実を図るということを今のところ想定しております。

10ページ目に参りまして、この保健・医療に関する分野の基本施策でございますが、三つ設定しております。

まず一つ目は、障がいの予防対策、早期発見・早期療育の充実です。この施策の文言整理も、今後、検討したいと考えております。イメージとしましては、健康づくりから始まりまして、早期発見・早期療育あるいは母子保健ということをお今のところイメージしております。

二つ目の基本施策ですが、障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実でございます。取組のイメージとしましては、自立支援医療、あるいは医療費助成制度などを想定しているところでございます。

三つ目の基本施策ですが、精神保健・医療の充実でございます。

以上、保健・医療につきましては、三つの基本施策を検討しているところでございます。

ご説明は、ここで一たん切らせていただいて、ご意見をいただければと思います。

松川議長 今、分野ごとの重点取組、重点事業ということで、分野3まで説明をいただきました。

きょうは、イメージの確認ということになるかと思っております。6月に取りまとめて、具体的な内容を示すことになっております。

今の事務局の説明について、質問、意見等ありましたらお願いします。

上田委員 1ページ目の障がい児(保護者)がアンケートに答えたところで、障がい者の理解を深めるために必要なこと、福祉教育の充実が75.7%ということは、大体100人いたら75人の方が余りよしと思っていないと私は解釈するのですが、多分、それでこういう数字が上がったのではないかと思います。

そこで、2ページの基本施策1、啓発・広報活動、福祉教育などの推進の欄の三つ目の丸に、福祉教育という言葉だけが上がっております。一般市民の説明会などを開いたときに、福祉教育だけで、福祉教育とはどういうことなのか、養護学校に行っている人のことを福祉教育と言うのか、はてながたくさんついてしまいます。私も、一般の市民だったら、福祉とは何ですかと周りの人に聞くかもしれません。例えば、小、中、特別支援学級、養護学級、高等部、フリースクールなどなどと後につけ加えることは可能でしょうか。その方が、一般の方には親切だと思えました。

それから、7ページです。分野2の生活支援の基本方針の二つ目の丸ですが、「事業者等の地域の福祉力との連携によりライフステージに応じた切れ目のない相談支援・サービス提供の充実を図ります」と記載してありますけれども、例えば、ライフステージに応じた切れ目のない24時間フルの相談支援をここに入れることは可能でしょうか。

以上の二つです。

松川議長 2点ありました。

2ページ目の福祉教育についての説明は、イメージですので、多分、具体的な説明は今後
のことになってくると思うのです。

それから、7ページの基本方針の二つ目の丸のライフステージに応じた切れ目のない
相談支援が、24時間の相談支援体制ということになるのかどうかということです。

これに関して、ほかの委員から何かご意見はありますか。

事務局の方は、よろしいでしょうか。

事務局（西田事業計画担当係長） どうもありがとうございます。

まず、1点目の資料の2ページ目の理解促進の分野の基本施策1の福祉教育についてで
すが、ここの福祉教育は、適切な言葉が見当たらないので不適切な言い方になるかもしれ
ませんが、学校での教育を考えております。例えば、道徳の時間になるのか、福祉教育と
いう時間割があるとすれば、そこで障がいのない児童生徒も含めて障がいについて理解を
深める教育をここの福祉教育ということでイメージしていたところです。例えば、
特別支援教育というような分野については、後ほど説明しますが、資料の13ページの分野
5、教育・育成です。これは、障がいのある人に対する教育・育成、療育ということ
を想定している分野でございまして、理解促進という福祉教育と特別支援教育に大きく分け
て設定しております。また、福祉教育という言葉が一般的にわかりにくいという指摘も
ございましたので、理解促進に絡めて、適切な表現につきましては、また持ち帰って検討
させていただきたいと思っております。

それから、二つ目の資料の7ページ目の生活支援の基本方針でございます。この基本方針
の二つ目の切れ目のない相談支援・サービスということですが、ここで設定しているのは
基本的な方針でございますので、ここでどれだけ具体的に記載するかというご議論はある
かと思っておりますけれども、まず、方針として概念的に記載いたしまして、その方針にぶら下
がる基本施策あるいは重点取組において24時間の相談支援等々を具体的に盛り込めるかど
うかということにつきましては、庁内議論も踏まえて検討を進めまして、次回以降の会議に
ご提案させていただければと考えております。

以上でございます。

上田委員 私 が思っていたのは逆で、いわゆる健常児の教育の中で道徳の時間がよ
くありますが、そういう時間に福祉や障がいのことをさまざま勉強するというのをイ
メージしたと考えればいいのですか。

事務局（西田事業計画担当係長） 2ページ目は、そのとおりです。

上田委員 では、もっと言葉にボリュームを持たせなければいけません。道徳の時間な
んてありっこなくて、うちの下の息子もそうですが、そんな時間は一回もなかったと言
う普通クラスの子供が多いので、福祉教育の文言を変えた方がいいと思いました。今
すぐには浮かばないですが、そういう意味で考えるのだったら、後と先に何かつけた方
がいいのではないでしょか。

私 は勘違いをしていました。意味はわかりました。

松川議長 学校教育の中で障がいのある人々への理解を進めていけるような教育場所を何とか設けていこうと。その言葉として、とりあえず福祉教育とあるのだけれども、これについては少し検討をいただきたいということによろしいと思います。

2点目に関しては、事務局の説明でよろしいですか。

上田委員 はい。

松川議長 ほかにございますでしょうか。

なければ、続いて分野4からお願いいたします。

事務局(西田事業計画担当係長) 分野4、資料の11ページをごらんください。

生活環境でございます。

この基本方針につきましては、すべての市民が安心して安全に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めるという基本方針を考えております。

12ページ目に参りまして、この生活環境に関する基本施策につきましては、二つ設定をしております。

一つ目につきましては、バリアフリーに基づくまちづくりの推進ということで、重点取組のイメージとしましては、今、札幌市で設定しております福祉のまちづくり条例がございます。また、新・札幌バリアフリー基本構想というプランもございます。現在、大きくはこの条例、プランに基づきましてバリアフリーに関する取組を進めているところでございまして、こういった条例やプランとも十分連携を図りながら施策を考えてまいりたいと思っております。

また、二つ目の施策としまして、雪対策、災害時等の安全対策の推進でございます。

取組のイメージとしましては、雪対策につきましては、冬のみちづくりプランという計画がございまして、これに基づいて各種施策が展開されておりますので、こういったプランとも調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

また、災害関係の部分につきましては、地域防災計画、あるいは、それに関連するガイドラインとしまして、要援護者避難支援ガイドラインという大きく二つの計画やガイドラインが既にございます。これらの計画とも連携を図りながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、13ページに参りまして、教育・育成という分野でございます。

アンケート調査からは、今後の療育あるいは教育において力を入れるべきことという設問に対しまして、義務教育終了後の進路、就職先の確保という答えが多くございました。

基本方針としましては、関係機関の連携のもとに、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制の充実を図るということです。一つ目としまして、障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、住みなれた地域の学校などで、個々のニーズに応じた適切な支援が受けられる環境づくりを推進するというものです。この二つを考えているところでございます。

14ページに参りまして、この教育・育成の分野につきまして、四つの基本施策を設定しております。

一つ目としまして、相談支援体制の充実です。

二つ目としまして、早期療育の充実です。これにつきましては、3番目の保健・医療の分野と重なる部分でもございまして、3番目の分野で記載することを想定しております。

三つ目としまして、学校教育の充実でございますが、ここの部分は特別支援教育をイメージしているところでございます。

最後の四つ目ですが、卒業後の支援ということで、以上の四つの施策を設定しております。

15ページ目に行きまして、6番目の雇用・就労の分野でございます。

アンケート調査から、仕事を続ける上で必要なことという設問に対しまして、自分に合った仕事や働く場を見つけてくれるところがある、あるいは、仕事がしやすいように支援してくれる、勤務時間が調整できるといったお答えが多くあったところでございます。

基本方針でございますが、一つ目は、障がいのある人の地域生活を支えるため、その人に合った就労支援の充実を図るということです。前回の会議におきまして、この基本方針につきまして、働くことを希望するという文言としておりました。委員から、押し出しが弱いのではないかとのご指摘もございましたので、働くことを希望する方だけではなくという意味も込めまして、その人に合った就労支援という文言に修正してございます。

二つ目の基本方針ですが、関係機関と連携した支援等を通じて、就労支援のさらなる充実・強化を図るといったことでございます。

16ページ目に行きまして、雇用・就労の施策につきましては、三つ設定をしてございます。

一つ目としまして、これも相談支援体制の充実ということで、国の施策でありますハローワークなど、関係機関とも連携をした取組をイメージしております。

二つ目は、雇用の場の拡大ということで、一般就労と福祉的就労の二つを想定しております。イメージとしましては、先ほどのアンケート調査にもございましたけれども、障がいのある方の就労・雇用に対する理解を促進する、あるいは、就労支援サービス全般、そして、福祉施設などにおける仕事の確保ということを考えております。

最後の三つ目ですが、福祉施設から一般就労への移行推進ということで、これは障がい福祉計画の具体的な数値目標にも設定されることが予定されている施策になっております。

ここで、一たん切らせていただきます。

松川議長 では、分野4から分野6までのところで、今の事務局からの説明について質問、意見がありましたらお願いいたします。

では、私から1点です。

15ページ目の雇用・就労の基本方針のところですが、ここは、前回は議論がありまして、先ほど事務局から説明があったように、その人に合った就労支援ということでいいの

ではないかと思えます。

ただ、前は気がつかなかったのですが、障がいのある人の地域生活を支えるためというところがちょっと気になります。つまり、地域生活をしていく中では、必ずしも就労していなくてはいけないわけではないと思うので、地域生活と就労支援というところは、運動するのではなくて、分けて考えるべきではないかと思えます。

この点について、ほかの委員はどうでしょうか。

もしくは、この表現の中に違う意味合いが含まれているのであれば、その点を事務局から説明いただければと思えますが、地域生活をするためには就労支援をちゃんとしなければいけないというふうに読めてしまうので、それはまずいと思えます。そこは運動していないのだというところは確認しておきたいのです。

上田委員 おっしゃるとおりかもしれません。

地域生活をしている人が必ずしも一般就労しているとは限りませんし、生活介護事業所の中の収益で受けたお金とか、さまざまなもので年金と合わせて生活している方がほとんどですから、障がいのある人の生活を支えるための収入が、そのために働いて、基礎年金と合わせて何とか幸せな生活をするというのが本来の目的ですね。だから、文言を変えると、松川議長のおっしゃったとおり、意味がよくとれるかもしれません。

松川議長 事務局はいかがでしょうか。

個人的には、前のところは削除してしまっていていいのではないかと考えています。

事務局からお願いいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） ご意見は、おっしゃるとおりだと思えました。

ここは、雇用・就労という部分で就労支援という言葉ですが、先ほど上田委員がおっしゃった生活介護とか、福祉作業所とか、そういう日中活動の場と就労支援を混同してしまっている部分もあったと思えます。これは、また持ち帰りまして、整理をして、次回の会議以降にご提示させていただきたいと思えます。

松川議長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

松川議長 なければ、残りの分野7、8の説明をお願いいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） 最後の二つの分野でございますが、資料の17ページ目になります。

情報・コミュニケーションという分野でございます。この基本方針につきましては、いわゆる情報バリアフリー化の推進、そして、障がい特性に応じた情報提供の充実を図るということをご想定しております。

この分野に係る基本施策は三つ想定しております。一つ目の施策としまして、情報バリアフリー化の推進でございます。このイメージとしまして、一般的に言われている情報バリアフリー化のほかに、選挙における情報提供の充実ということもイメージしており

ます。

施策の二つ目でございますが、情報提供の充実でございます。イメージとしましては、さまざまな媒体を活用しました情報提供ということでございます。

最後の三つ目でございますが、コミュニケーション支援体制の充実でございます。

情報・コミュニケーションにつきましても、以上の三つの施策を検討しているところでございます。

最後になります、18ページ目に行きまして、分野8のスポーツ・文化でございます。

基本方針としましては、スポーツや文化活動を通じまして障がいのある人と障がいのない人との交流の機会の充実し、これも障がいに対すると書いていますので文言を整理したいと思います、理解促進を図るといいます。

二つ目としまして、障がい者スポーツ、障がい者の文化活動を支援することによりまして、心豊かな地域生活を支援するという二つを想定しております。

施策につきましては、一つでございますが、スポーツ・文化活動、生涯学習の振興を想定してございます。

以上でございます。

松川議長 それでは、分野7、8の今の説明について、質問、意見がありましたらお願いいたします。

上田委員 分野7の情報・コミュニケーションですが、基本方針の情報バリアフリーの意味がよくわかりません。もう少し詳しく説明していただけますか。横文字を使わなくて日本語でもいいと思います。

松川議長 事務局にお願いしてよろしいでしょうか。

事務局（西田事業計画担当係長） ありがとうございます。

もし横文字を使うのであれば注釈をつけるということも想定しておりましたが、情報バリアフリー化ということで、情報を取得あるいは発信する際、その利用において障壁をなくすということでございます。うまく説明ができなくて、申しわけありません。

松川議長 この会議資料の文章にルビが振られています、これも情報バリアフリーの一つと考えていいと思います。その工夫の仕方はさまざまあると思いますが、どういう人であっても同じ情報をちゃんと受け取れて、だれもが情報を使える条件や状況をつくっていくというふうに考えてくれればいいと思います。

ほかにございますでしょうか。

松田委員 17ページの基本施策1の情報バリアフリーの選挙における情報提供というところですが、今回、私のところに入場券が来なかったのです。そして、区役所に連絡をしたら、選挙の場所にちゃんとわかるようにしておいてあげますということで、この人は入場券が届いていないということがわかるようにしておいてくれることになっていたのですが、行ってみたら、それもなっていない、ついている職員も何もわかっていなかったのです。ですから、障がい者の人にわかるような支援という文言を入れてもらいたいな

と思っただのです。

松川議長 入場券というのは……

松田委員支援者 補足です。

入場券が来ていなかったものですから、選挙管理委員会に連絡したのですが、届いていないのであれば、直接行って名前を言ったらわかるようにしておきますからという返事だったのです。それで、本人は、きちっとできているものだと思って一人で行ったのですが、その連絡も行ってないし、何もできていなかったのです。そこでどう説明したのか、私は一緒に行っていなかったのだからわからなかったのですが、それならいいですよと、投票はさせていただきます。しかし、投票させていただくまでの過程がああでもない、こうでもないで、仕方がないから投票させてあげますという感じで1票を投じてきたのです。そういう手違いがあったときにどういうふうにしたらいいのだろうねということです。

こういう人たちは、選挙に対して私たちが以上に重く感じているものですから、スムーズに投票できるようにしてほしいのです。そんなことはめったにないのだと思いますが、たまたま今回は入場券が来ていないということで、連絡したけれども、今説明したような形だったものですから、こういうことだと連絡しているのだから、スムーズに投票できるようにということをごにお願いしたいのかなということだと思えます。

事務局(大田障がい福祉担当部長) 私も、投票所の管理者をしておりまして、うちの多くの職員が投票または開票などで選挙については毎回従事しておりますので、この辺については経験のある者ということで、実際の制度的なことを若干ご説明させていただきます。

入場券を発送した後に、転居とか、札幌市内の中で移ったり、札幌市外に移ったりした方がいます。または、逆に札幌市内に転入してきた方々に投票権が与えられるかどうかという意味では、住民登録は非常に大事なのです。それに基づいて入場券を発送します。

しかし、投票権があって、入場券が届いていないというご連絡がございます。この場合については、以前ははがきがなければいけないということがあったのですが、今は、そういうお申し出があった場合、事前に区役所にご連絡があった場合は、その投票所の選挙人名簿の中に未着というふうに入れるので、分かるようになっております。もし、この連絡がないとしても、身分が確認できるもの、住所、お名前、生年月日等を確認できる健康保険証などがあれば、その日に入場券を忘れてきても投票できるという仕組みになっています。

今回、松田委員のお話については、あらかじめ区役所にご連絡をいただいたということですので、本来であれば、今申し上げたように選挙人名簿の中に記述等する形で、当日、投票所の担当する管理者に書類が渡されるのです。

そういう中で、せっかくご連絡いただいたのだけれども、それが十分伝わっていなかったということだと思えます。それについては、選挙の関係についてさまざまなご意見をいただいておりますので、このようなことがあったということについては、私どもとし

は、逐次、いただいた情報については選挙管理委員会にお伝えしておりますので、今回についても、札幌市の選挙管理委員会、それから区の選挙管理委員会に連絡をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、そういう連絡があってもなくても、投票権がある場合については、身分が確認できるものをお持ちいただければ、入場券がなくても投票できます。

それから、自宅に届かないというご連絡をいただいた中に、実ははがきが戻ってきている場合があります。返戻と言うのですが、これも選挙人名簿の中に記述されて、そのような方についてもすぐわかるようになっていきます。ですから、当日の投票所でもう少し丁寧に説明させていただければ、松田委員もご理解いただけたのかなと思っております。

実は、こういった例は結構ございまして、現場での対応はかなり臨機応変にさせていただいているつもりです。

松川議長 松田さん、よろしいですか。

松田委員 はい。

松川議長 選挙における情報提供という部分は、前回のここでの議論も踏まえて新たに加わったところだと思います。

情報・コミュニケーションという部分ですが、今の松田委員の話なども踏まえると、選挙における情報提供と配慮みたいなところが一つあると少し違うかなという気がします。今のことも含めて、事務局の方で検討いただければと思います。

事務局(西田事業計画担当係長) 持ち帰って、検討してまいりたいと考えております。

松川議長 分野7、分野8で、ほかにありますでしょうか。

宮内委員 17ページの施策の3番目です。

コミュニケーション支援事業というのは例えばということなのか、説明をお願いしたいと思っております。

もう一つは、質問ではなくて意見です。先ほど質問があったと思っておりますけれども、情報バリアフリー化というのは、例えば、私の場合は、古い地下鉄がありますね。新しい車両の場合は次の停車駅の名前が電光掲示板で字幕で示されます。聴覚障がい者としては、とても便利です。とてもうれしく思っています。そういう意味でのバリアフリー化かなと受けとめています。

松川議長 ありがとうございます。

1点目に関しては、コミュニケーション支援事業とは具体的に何を指すのか、どういうことを指すのかという質問です。

事務局からお願いいたします。

事務局(西田事業計画担当係長) コミュニケーション支援事業でございますが、いわゆる障がい福祉計画の地域生活支援事業の必須事業として実施しなければいけない事業ということで設定しておりますが、例えば、手話通訳者派遣事業とか、要約筆記奉仕員派遣事業という事業を想定しております。

以上です。

松川議長 よろしいでしょうか。

宮内委員 わかりました。ありがとうございます。

松川議長 ほかにございませんでしょうか。

森委員 10ページに戻っていいでしょうか。

松川議長 では、今の重点取組、重点事業について、全体を通してお願いします。

森委員 10ページの精神保健・医療の充実の精神科救急医療体制の整備の検討ということで、これは平成23年度の計画改定の目標だと思います。昨年度も検討してまいりまして、結果的に整備が十分いかなかったということですが、この検討という文言ももちろん行うわけでしょうけれども、さらに推進とつけていただくとか、充実とか、そういった文言ですね。検討なら検討で終わってしまうのだらうと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

事務局(西田事業計画担当係長) 精神科救急の体制整備の関係はさまざまな会議で検討されておりますので、検討の進捗状況等々も踏まえまして整理したいと思います。

事務局(天田障がい福祉担当部長) 森委員のご指摘については、この中で私どもが想定しておりましたのは、昨年度、精神保健福祉審議会でご議論いただいた札幌市内における精神科救急の体制整備をより具体的に記述をしようという気持ちがございます。そういった腹案の中で、ここについては重点取組として上げたいというところがあるのですが、まだ関係機関との十分な調整が必要という段階でもあり、このところでは検討とさせていただきますというのが背景でございます。

ただ、施策の基本的な方向性としては、検討でとまるということではなく、あくまでも救急体制を推進する、または充実させると。札幌市内の医療体制は、精神科救急だけではなくてさまざまな分野がありますけれども、特に、私どもが担当しております精神保健、医療につきましては救急体制は本当に大きな課題だと思っております。そういう意味では、検討というよりは推進または充実とさせていただくのが妥当かと考えております。

そういった面で、また庁内で議論をさせていただきたいと思えます。

松川議長 ほかに、全体を通してございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 では、この件については終了といたします。

それでは、3番目の今後の主な作業スケジュールについてです。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局(西田事業計画担当係長) 資料3をごらんいただきたいと思います。

今後のスケジュールにつきましては、大きな変更はございませんが、資料に下線を引いてある項目が前回から追加した部分でして、それは7月の欄です。7月の二つ目の項目ですが、国の方から障がい福祉計画の基本指針の案が提示されるという連絡があったところです。具体的には、これに基づきまして、先ほどの障がい福祉計画の数値目標あるいはサ

ービス見込量を積算していくというスケジュールになるかと思えます。

また、10月から11月の欄をごらんいただきますと、この障がい福祉サービスの数値目標、サービス見込量の中間集計ということで、市町村からは都道府県、札幌市の場合は北海道に、たん中間集計を報告しまして、都道府県レベルでは国の方に集計した数値を報告するという流れになっております。

さらに、12月から1月の欄に行きまして、国の方で各自治体のサービス見込量等々の集計が公表されまして、その結果を受けまして、これも北海道を経由してということになるかと思えますが、最終的な数値目標、サービス見込量を調整する期間でございます。

また、あわせまして、これまでの作業の経過などにつきまして情報提供をさせていただきたいと思えます。

まず、4月下旬に、資料1のとおり計画骨子案の取りまとめをさせていただいたところでございます。早速、現在、市役所の関係課に重点取組の頭出しの作業の依頼しているところでございます。具体的には、資料2に基づきまして、先ほどご説明した取組のイメージを具体化していくという作業でございます。

また、次回の計画策定会議は、7月の開催を予定しておりますが、その際にはもう少し具体的なものを提案できるかなと考えております。

また、6月以降から開始する予定でございます市内の主要な障がい者団体との意見交換につきましましては、6月20日の月曜日に、まず、身体障がいの団体と実施するというところで、先般、開催案内を送付させていただいたところでございます。

また、これは今後ご相談させていただきたいと思えますが、7月4日の月曜日に会場を確保したのですけれども、精神障がいの団体との意見交換会を実施できないかということで、後ほどご都合などについてお伺いしたいと思えます。

また、知的障がいの団体につきましましては、夏休み期間を外してというご要望がありましたことから、夏休みが終わりました8月下旬ごろがご都合がいいということでございますので、そのころに開催させていただくことを想定しております。

また、主要障がい者団体に開催のご案内をさせていただいておりますが、お送りさせていただいた団体のほかに、例えば傘下の団体の方にもご参加いただけるようにしてございます。

また、別途、もう少し具体的な意見交換をご希望されるということでございましたら、出前講座というメニューもございますので、そういったものを活用しながら個別に意見交換を行うということも想定しております。

それから、この4月と5月に、地域自立支援協議会の豊平区の地域部会と南区の地域部会で、出前講座というメニューを活用して意見交換を実施させていただきました。また、6月から9月にかけてまして、ただいま日程を調整中ですが、残りの8区とも実施をさせていただく予定でございます。

そこでいただいたご意見等々につきましては、逐次、整理をしまして、この計画策定会議

にも情報提供をさせていただいて、そういったご意見も踏まえて計画の肉づけ作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

松川議長 ただいまの事務局の説明に、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 では、この件については、これで終了といたします。

きょうの議題についてはすべて終了しましたが、事務局の方から情報提供ということで、障害者基本法の改正にかかわる説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局(西田事業計画担当係長) 右上に参考資料と書いている資料でございます。

障害者基本法の一部を改正する法律案(概要)という題名の資料です。

この資料は、内閣府の資料を抜粋してつくったものでございまして、一番最後の1枚をごらんいただきますと、文字が非常に小さいのですが、内閣府の資料をそのままつけておりまして、1枚にコンパクトにまとめた資料ではありますけれども、その文字を大きくしたものが1ページ目から始まるものです。内容は同じでございます。

時間の関係もありますので、要点だけ簡単に情報提供させていただきたいと思っております。

4月22日に国会にこの法案が提出されました。この法案は、内閣府における障がい者制度改革推進会議の意見に基づいてできたというところであります。

新設された条項などを中心に情報提供をさせていただきますと、例えば2ページ目の4番の差別の禁止(第4条関係)がありますが、これは新設された条項でございます。障がいを理由として差別すること、その他の権利、利益を侵害する行為をしてはならないなどといった条項のようでございます。

また、3ページ目の上の10番、施策の基本方針(第10条関係)です。これは、見直しをされた条文でございまして、今回、二つ目のポツですが、障がい者その他の関係者の意見を聞き、その意見を尊重するよう努めるなどというものが追加されているようでございます。

また、新設された条項は、5ページ目の一番上の10番、先ほど話題になりましたけれども、選挙等における配慮というものが新設されております。円滑に投票できるようにするために、投票所の施設設備の整備等必要な施策などということが想定されております。

6ページ目をごらんいただきまして、一番最後に、「地方)審議会その他の合議制の機関」とございまして、現在、札幌市でも設置しております障害者施策推進協議会という札幌市の附属機関がございまして、その所掌事務に、障がい者に関する施策の実施状況の監視ということも盛り込まれているようでございます。

その他詳細につきましては、資料をごらんいただきたいと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

松川議長 質問等がありますか。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 それでは、委員の皆さんから、ここで何かご提案やお話しすることがありましたらお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

4. 閉 会

松川議長 それでは、大変長時間にわたりまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の協議会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

以 上